

会 議 録

1 会議名

平成29年度 第8回頸城区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

○自主的審議事項について

(2) 報告事項（公開）

○上越市クリーンセンターの供用開始について

○台風21号による区内の被害状況について

(3) その他（公開）

3 開催日時

平成29年10月30日（月）午後6時32分から午後7時35分まで

4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

・委員：井部辰男（会長）、関川正平（副会長）、石野敏、笠原昇治、佐藤学、佐野喜治、西巻肇、芳賀芳明、橋本博太、船木貴幸、望月博、山本光夫、山本誠信、横山一雄（委員16人中14人出席）

・生活環境課：山田課長、永野主幹、久野係長

・事務局：頸城区総合事務所 橋立所長、石野次長、市民生活・福祉グループ 塚田班長、総務・地域振興グループ 村山班長、田中主査、古川主任

8 発言の内容

【石野次長】

・会議の開催を宣言

【井部会長】

- ・挨拶

【石野次長】

- ・上村委員と滝本委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：西巻委員、芳賀委員に依頼

【井部会長】

先般第7回で3つの部会から、自主的審議事項について絞り込みをしていただいた。その中で、産業部会から出されていた「大池小池の開発について」、頸城区地域協議会全体の自主的審議事項のテーマにすることに決定した。それを基に具体的にどう進めていくか意見を聞きながら、審議をしていきたい。

自主的審議事項に関する通知票を行政に上げていかなければならないので、件名をどうするのか、審議事項の概要をどういうふうにつけていくのか、担当課はどの課から来ていただくのか、こういうところを含めて皆さんと論議していきたい。資料の後段には記載例もあるので、参考にしてもらい、これから具体的に通知票の作成に入りたいと思うが質疑等はないか。

【笠原委員】

産業部会も先回、先々回も大池問題について話をした。いろいろな意見交換があったが全体として会長も言われている、一人一人の意見をとりあえず出してもらい、大池に関わる農村振興課と農林水産整備課と観光振興課の補助金が出ている実態を説明できる人を呼んで、意見交換したらどうか。今のところ、細かいことは不明だが600万円強のお金が出ているので、そういう部分も含めて、そのお金がどう使われているかを教えていただき、次に進むという形をとりたい。

【井部会長】

笠原委員が発言されたが、大池小池の開発をどうするか、それとも大池小池の現状の整備をするということか、地域協議会の皆さんからのご意見は、素晴らしい観光資源があるのに、観光資源として活用されていない。観光資源として活用していくにあたっては、もう少し整備してほしいという地域の皆さんから声が上がっているので、木田に伝えていくことになると思うがどうか。

【芳賀委員】

事前に行った部会長会議の時に上村部会長は、問題なのは管轄が3課もあり、金の出どころも3つになり、バラバラであるとのことであった。

私が2週間前に小池の遊歩道を通った時に木が落ちていた。枝ではなくて、20センチくらいの幹が道路に落ちていたので、ビジターセンターへ行って話をしたが道路の管理はここではないと言う。その後、枯れ木は次の週には切ってあった。ところがその上を見るといつ落ちてもおかしくない状態の木が、頭上にあり非常に危険である。周辺の管理が3つに分かれていて、あれは違う、あそこは違うというところを上村部会長は一本化できないかということをやっていた。

一つの組織でまとめないと何かあった時、知らないになってしまう。結局、開発ということもできなくなるので、この問題が一番の大きなポイントではないかと感じている。

【関川副会長】

通知票はどの時点で提出しなければならないのか。会長から開発なのか整備なのかという話があったが、それを決める前に今お二人から話があったように管理がどうなっているか我々はわからない。それぞれの団体の管轄範囲がどうなのか、見極めないと整備で済むのか抜けている所がないのか判断ができないと思う。

【井部会長】

事務局の方で自主的審議事項に関する通知票の提出する時期やこの取り扱いをどうするのか、そのへんも含め、自治・地域振興課の話を聞きたい。

【村山班長】

いつ出すかというのは、ここに書いてある通り、自主的審議事項として審議を開始するという決定を地域協議会でされたらということである。自主的審議事項として決定したということになった時に、審議開始の日を入れて自治・地域振興課に提出することになる。

【井部会長】

地域協議会で今ほど論議をして作るといったが、事務局が作っているのではないか。

【村山班長】

提出はあくまで地域協議会であり、地域協議会が自治の方へ提出する。手段として事務局を通すかもしれないが、地域協議会ということをお願いしたい。

【井部会長】

マニュアルを見ると事務方が書くような気がするが。

【村山班長】

違う。

【井部会長】

その点、今の話のように担当課が産業観光、農林水産関係、あるいは環境保全といくつかの部をまたいで、いくつかの課が関わっている。そういう点では自主審議を始めるといことになれば当然担当課に来てもらい、大池小池に行政がどのように関わっているか把握をしたい。

自主審議を出す時に件名を開発にするか、それとも観光資源として活用するための整備をどうするか。皆さんの意見を聞かせていただいて絞り込み、まとめていきたいがどうか。

【船木委員】

私は開発よりも、整備が妥当なのではないかと思う。観光客のキャンパーが既に来ているし、大池まつりを見ると泥の所に車を止め、駐車場も狭い所しかない。その辺を今ある組織運営で観光客が使いやすいように整備していくのがいいと思う。

【横山委員】

地元の方、知り合いの方からお聞きしたところ、大池小池には今の状態だと地権者が何名もおられる。開発とかそういうことになると、地権者の許可なども必要になってくる。既存の施設を整備して観光をうまく当てはめていく形にしたほうがいいのではないか。

【佐野委員】

今の皆さんの意見に異論は無いが、確認させていただきたいことがある。

3部も4部もまとまってやっていただくというのは当然かもしれないが、現状であったとしても頸城区総合事務所がそこに入っていれば、知らないとは言えないはず。

【井部会長】

総合事務所で処理できるものと、できないものがある。それ以上のものをこの地域協議会は求めていきたいということで論議をしている。所見はあるか。

【橋立所長】

所管課が木田にあるので総合事務所は窓口役でつないでいく。関係課はそれぞれ自分の施設についてはこういう方向でという形を持っているので、私たちとしては全体

を考えてこれはこうだというのは、今の段階ではお話しできない。

【西巻委員】

私も整備の方向でよろしいと思う。その中でも観光、歴史など多様な面で整備目的とすると可能なのではないかと思う。もう一つは仮に整備が進んでいった状態で、地権者の話が出たが、まず安全というのが第一条件になる。例えば倒木とかに関しては、道路のすぐそばの整備だけでは、たぶん担保できないと思う。

私たちは古くから山地なので、水路や農道脇の整備をさせてもらっている。組織がらみの話になると、暗黙の了解というのは無理だろうが、3間（約5.4メートル）は雑木の刈り払いをされていていいですよということが昔からの慣例にはなっている。ただ、役所が絡むとそういうわけにはいかないし、地権者も同意はしないだろう。整備をするのであれば、その辺を頭に置いて進めていかないといけない。

【関川副会長】

今、議論が整備か開発かという観点で話が進んでいるが、2年前区内5か所での区民の皆さんのご意見を聞いてみると、せっかく桜を植えたのに枯れている木があるとか、桜が咲いている時に花見はないのかとか。あるいは大池まつりの時期が今の時期でいかなものかとか、そういう意見が出ていたと記憶している。そういう観点からすると、開発というより整備する方向の方が、まずは区民の皆さんのご期待に添うかと思う。

【芳賀委員】

整備といっても道路を良くするとか、池の掃除をむやみにするのは良くないかもしれないが、それだけではなくて全体の組織である。上村部会長が言われていたように3つがバラバラでやっていたらできない。そういう意味で一つにするというのも大きな整備に含めて考えていただきたい。

【井部会長】

皆さんからいろいろな意見が出されたが、まとめると「大池小池の観光資源としての利活用について」を件名にしてはどうか。通知票の中で出していただいていると思うし、その概要について今も話があったように頸城区には風光明媚な自然観光資源、大池小池があるが現在十分な利活用がされていない。観光資源として、地域の活性化を図っていくために大池小池の施設整備を含めた利活用の方策を検討する。いわゆる地域協議会の自主審議として今言った内容で検討していく。それにあたって、担当課

の方は先ほどから出されているように産業観光部の観光振興課、農林水産部の農村振興課がビジターセンター、農林水産整備課が里山を含めた整備関係である。

次に自治・市民環境部の環境保全課、この4つが大池小池に関わっている行政の担当課でこれ以上あるのかもしれない。1番大きく関わっているのは頸城区総合事務所である。通知票を出したらこの次になるか、これから決めさせてもらうが、来ていただいてお話をまず聞いてそれから入っていくしかない。

通知票の件名及び概要について、皆さんの声を聞きながら私の方から口頭でまとめさせてもらった。これでよければ文書化して通知票を出したいと思うが、補足するようなことがあれば皆さんからご発言いただきたい。

【佐藤委員】

先ほどの地権者という部分で担当される部署は、回答に関する課はあるのか。

【井部会長】

総合事務所である。

【橋立所長】

会長から総合事務所という話があったが、それぞれの施設整備ということになると場所によって違うので、どこが担当というのをご相談させていただきたい。

【井部会長】

いずれにしろ窓口は総合事務所。

【佐藤委員】

水を管理しているのは土地改良区と聞いている。土地改良区の中でも委員会のようなセクションがあるようなことも聞いたが、ここに土地改良区は含めなくてよいのか。

【井部会長】

土地改良区は土地改良法に基づく公の団体で、その窓口が行政となる場合は総合事務所である。土地改良管理の敷地をどうするということになれば、直接地域協議会でどうだという動きにはならない。あくまで総合事務所を通してやっていかざるをえない。私の方で皆さんの意見をまとめたが、概要としてよければ文書化し提出をして、自主審議をスタートさせたいと思うがどうか。

【全委員】

了解。

【井部会長】

後で文書化して、次の地域協議会にはお示しをするが、その前に木田に提出をしなければならぬので、その内容についてはご一任をいただきたいと思うがよろしいか。

【全委員】

了解

【井部会長】

そのように進めさせていただきたい。具体的にどうするかについてはどうか。

【橋立所長】

各担当課との打ち合わせだが、自治・市民環境部と他の4つの課を調整させていただき、会長とまずは話をさせていただきたいと考えている。

【井部会長】

次回、全課が来るようになるのか、それとも窓口を絞って最初はどこというふうになるのか、この後の動きを見て決めさせてもらうということで進めたいと思うが一任いただけるか。

【全委員】

了解

【井部会長】

自主審議にあたり何かあるか。尚、残り2つの部会については今日この後、部会が設定されているのでテーマ等について絞り込みを進めてほしい。

- ・他に質疑等がなかったので、協議事項を終了

(生活環境課 入室)

【井部会長】

- ・「上越市クリーンセンターの供用開始について」説明を求める。

【山田課長】

- ・資料をもとに説明

【井部会長】

- ・委員に質疑等を求める

【佐藤委員】

個人では見学できないのか。

【山田課長】

基本的には、団体の皆様の見学コースは、まず150人くらい収容できる会議室に入ってください、少人数の場合は、会議室を3つに分けて団体様に約17分間のDVDをご覧いただき、その後、施設の中を見学していただく。所々にモニターが付いていて、説明ができるようなものを随所散りばめている。

個人でご覧いただくのは構わないが、その際には生活環境課に一言お声掛けをいただきたい。なお、DVDは事前準備が必要である。

【井部会長】

ごみの分別の内容が少し変わるのではないか。

【山田課長】

ごみの分別の内容について、昨年9月と今年の3月議会の一般質問で、新しいクリーンセンターは、プラスチックが燃やせる設備になっているのではないかという質問があり、新しい施設は高カロリー化に対応して設備を備えているため、容器包装プラスチックではなく、廃プラスチックの分別区分を変更する予定である旨を答弁した。

目標は、来年の4月からプラスチック・ゴム製品を、現在の「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に変更するスケジュールで動いている。井部会長も委員である環境政策審議会という市長の諮問機関において、概ね骨子が固まったので、来年3月までに改訂後のガイドブックを各家庭に配布するための作業や、市民の皆様へ小学校区単位で周知する準備を進めている。また、来年2月1日号の広報上越に特集も組む予定である。繰り返しになるが、容器包装プラスチックは「資源物」で変わらない。あくまでも、廃プラスチック、例えば、プラスチック製のおもちゃ・長靴が「燃やせるごみ」に区分変更となる。

【笠原委員】

今まで個人で持って行く場合、1日2回の制限があったが、変わっていないか。また規制はないのか。

【山田課長】

今までの第1クリーンセンター・第2クリーンセンターでは回数制限はあったが、新しいクリーンセンターでは回数制限を設けていないので何回でも持ち込める。

【井部会長】

・他に質疑等を求める。

【船木委員】

大人向けのパンフレットのごみ処理の流れの中に、小動物死骸とあるが、私は仕事柄、猪や鹿の死骸をたまに扱うが、昔は柿崎の焼却所で処分してもらっていたが今回この新しいセンターになったら、小動物になるかわからないが猪や鹿とかは持ち込みは大丈夫なのか。

【永野主幹】

小動物専用の焼却炉を設置したので、猪等の大型の動物の受け入れも新しい施設では可能である。

【井部会長】

・他に質疑等を求めるがなかったので、報告事項を終了。

(生活環境課 退室)

・「台風21号による区内の被害状況について」説明を求める。

【橋立所長】

今回の台風の特徴は、今まで局地的な集中豪雨が大変多かったが、今回は上越市・妙高市の広域にまたがり、市内全域の河川で水位が大変上昇したというのが一つの特徴であった。今回は風についても強風が吹いて、倒木や家屋のトタンが飛んだという被害が発生した。台風に伴い、被害の状況、豪雨、風の状況については、風は大潟区の観測所で瞬間最大風速23日5時頃に北風で約26メートル、平均風速は約9.8メートル。河川の雨の降り方は、望ヶ丘で降り始めから降り終わりまで約133ミリ、安塚の門前沖は約189ミリ、それが広範囲にわたり、保倉川・関川等に入ってきた。河川水位は普通だと危険氾濫注意水位を超えるか氾濫危険水位の手前で終わるが、今回は氾濫危険水位を超えて、9m59の水位。氾濫危険水位が8m38なので1m20程度水位を超え、近年にない水位上昇となった。

消防団については、23日朝5時半頃から夜8時頃まで排水対策のご協力をいただいた。区の排水対策班は、朝5時半から昼11時半頃まで松本調整池の排水対策を行った。

避難勧告は、23日朝5時に発表し、下吉・上吉等10町内に出し、7時20分頃、西福島一区・二区2町内に避難勧告を出した。その後、水位が大変上昇したので23日5時45分に下吉・上吉含め避難指示を出した。避難所は南川小・保倉小・公民館南川分館に避難所開設の情報を流した。避難者は南川小を5時10分に開設し、最大5人。南川分館については最大3人避難された。

被害の状況は26日現在取りまとめ、強風による屋根等の剥がれ被害は、住居で4件、非住居で5件、計9件。地権者が応急対応、業者の依頼に対応協議中で進めている。

公共施設については、強風による破損はコミプラで1件被害があった。学校関係では頸城中学校で強風により校章の鉄板が剥がれる等2件あった。大瀧小は体育館軒天の剥がれが1件あった。その他の被害で道路冠水が4件、倒木が2件、南川用水で個人の木が倒れた。

今のところ、把握しているのは以上で、今日も風が吹いて、雨も吹き付けている状態なので、皆様方ご自宅等お帰りになる間、被害を発見されたら総合事務所にご一報いただきたい。

【井部会長】

- ・委員に質疑等を求める。

【関川副会長】

今回の勧告で下吉と西福島二区の時間がずれているが、これはどういう関係でそうなったか。

【橋立所長】

今まで下吉・上吉等10町内と西福島一区・二区を同時に出していた。危機管理課と話をした中で西福島一区・二区については日之出町と佐内のほうとの水位の関係を佐内の水位計で避難指示を取り扱ったらどうかということになり、2町内で2時間20分時間差ができた。前は保倉川の外水ということで全部一緒に出していたが、それだといろいろな関係で下の方を見ると、まだあんなに低いのにどうして出るんだという話もあり、危機管理課と相談し今回はそのような形でさせていただいた。

【船木委員】

頸城区のほうは床下、床上の被害は無かったと聞いているが、よその地区で床上、床下浸水があつてテレビを見ていると、水に浸かった家財道具を一か所に集めて、市なり県がまとめて処分してくれるというのは当たり前かなと思っていたが、今回そのような話は、一向に上越市のほうから発表されていないようだがいかなものか。

【橋立所長】

床下、床上浸水の家財道具の収集方法について負担がどうだというのは、手持ちの資料ではわからないが、大量に出た土のう袋等については、被害調査時に町内会長及

び被災者宛てに分別回収方法のチラシを配布済みということである。罹災証明等の発行については被害調査時に罹災証明申請書を手渡し、随時窓口に来られた被災者に発行していくという形で動いている。

【井部会長】

・他に質疑等を求めるがなかったので、「台風21号による区内の被害状況について」を終了。

【石野次長】

・次回第9回の地域協議会の開催日程は、11月下旬を予定している。

【井部会長】

次回は11月下旬ということで具体的日程に至らないが、事務局と相談して決定させていただくのでいかがか。

【全委員】

異議なし。

・他に委員に発言等を求める

【笠原委員】

皆さんに地域のお宝再発見ということでチラシを配布したが、11月19日頸城区においては瀧本邸と白田邸の名家が一般公開される。新潟市からも80名、上越市でも150名と聞いており地域協議会の方も実態を知っていただいて、今後観光協会を含め、賑わいのある頸城区にしたいと思う。要請等があったら是非協力をお願いしたい。

【井部会長】

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-530-2311（内線212）

E-mail：kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。